

## -G 公益裁量開示（法第7条）

### 1 公益裁量開示に関する答申・判決の例

特定個人の前科等有無に関する情報の開示は、7条に該当しないとした答申

「法7条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要であると認めるときは、行政機関の長は当該行政文書を開示することができる旨を定めたものであり、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、法5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、行政機関の長の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

前科・前歴の有無を公開する公益上の必要性は、一定程度において認められると言えるものの、これをみだりに公開されない保護利益と比較衡量すると、相対的に低いと判断される。

したがって、当該特定個人の前科・前歴の有無に関する情報を開示することは、公益上特に必要であるとは認められないとした諮問庁の判断は妥当である。」

〔審査会答申 13-12「特定個人に係る前科等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」〕

死刑執行に関する情報の開示は、7条に該当しないとした答申

「死刑はもとより国家が刑罰権を行使するに当たっては、何人にも捜査・公判における適正な手続が保障されているところであり、死刑をめぐる刑罰権行使の透明性の確保については、裁判過程における厳格な手続やその公開が極めて重要な機能を果たしているが、本件行政文書の一部が不開示とされることにより、裁判確定後の死刑の執行手続における適正さの確保については、国民がそのすべてを検証できるわけではないこととなる。しかし、少なくとも、法務大臣が執行命令を発したこと、これに基づき、高等検察庁検事長等の職にある検察官が執行を指揮し、法令に定められた検察官等の職にある者の立会いの下に執行されたこと自体は確認することが可能であって、これらの点を考慮すると、被執行者の識別情報等を開示することによる利益が上記のような当該遺族の権利利益の保護の必要性を上回るものとは認められない。

法7条の規定は、行政機関の長の高度の行政的な判断による裁量的な開示を認めた規定であり、今後、諮問庁において死刑執行に関する情報の取扱いについてなお検討の上、その政策的判断が変更される余地はあるとしても、現時点において、同条による公益的開示をしないことにつき裁量権の逸脱ないしはその濫用があるとは認められない。」

〔審査会答申 13-71「平成9年の死刑執行報告書の不開示決定に関する件」〕

国際博覧会のような国家プロジェクトに係る他国への働きかけに関する情報の開示は、7条に該当しないとした答申

「異議申立人は、国際博覧会は巨大な国家プロジェクトであり、B I E加盟国等に対する働き掛けを国民に正確に説明する責務を果たしていないことなどを指摘しつつ、法7条を適用して開示するよう求めている。本件対象文書は上記2のとおり、これを公に

することにより、我が国の他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利を被るおそれがあると諮問庁が認めることにつき相当の理由があるものと認められるところ、異議申立人が主張するような公益を勘案したとしても、これらの不利益を上回る利益があるものとは認められず、法7条の適用による開示をしなかったことに違法性があるものとは認められない。」

〔審査会答申 14-132「博覧会国際事務局総会前後の加盟国との交渉経過を記した文書の不開示決定に関する件」〕

団体規制法に規定される書面等に記載された団体に関する情報の開示は、7条に該当しないとした答申

「本件対象文書の不開示部分に記載されている本件団体に関する情報を公にすることは、その正当な利益を害するおそれがある上、公安調査庁の調査事務の適正な遂行等にも支障を及ぼすおそれがあるものと言うことができる。このような団体規制手続の内容をしてみると、手続の透明性をより一層確保するために本件対象文書を公にすることによる利益が、これを公にすることによって害される利益を上回るものとは言うことができない。したがって、法7条を適用して本件対象文書を開示する余地はないとした諮問庁の判断に、裁量権の逸脱濫用を認めることはできない。」

〔審査会答申 15-479「公安審査委員会が観察処分の期間の更新決定を行った特定宗教団体に対する審査請求から決定までの規制処分審査記録のうち公安調査庁提出の更新請求書等の一部開示決定に関する件」〕

新聞等で報道された事情があったとしても、7条に該当しないとした判決

「原告は、本件行政文書について、開示することが公益上必要であるとして、情報公開法7条に基づく裁量的開示を行うべきである旨主張する。

しかしながら、同条は、不開示情報が記録された行政文書であっても、行政機関の長が、公益上特に必要があると認める場合に、その裁量により、当該行政文書を開示することができることを規定したものであるから、同条による行政文書の開示をしなかった行政機関の長の判断が、与えられた裁量権を逸脱又は濫用するものでない限り、違法となることはないと解される。

そして、原告が本件行政文書を開示することに公益上特に必要があると認められる理由として主張する事情は、要するに、原告が申告した事実は新聞等で報道されるなどしたのであるから、公正取引委員会は独禁法違反行為を認めなかった理由等を説明すべきであるというものであるが、このような事情があるからといって、それだけで本件行政文書を開示することに公益上特に必要があると認めることはできず被告が本件行政文書を不開示としたことが裁量権の逸脱又は濫用に該当するとはいえない。

したがって、情報公開法8条を適用して行政文書の不開示決定をする場合に同法7条が適用される余地があるかについて検討するまでもなく、同条に基づき本件行政文書を開示しなかったことが違法であるとはいえない。」

〔東京地判平成16年1月16日「平成14年4月9日付け「申告の処理に係る申出について」に基づき情報管理室が申告処理審理会へ提出した文書の不開示決定（存否応答拒否）

に関する件」]

大正天皇の病状についての記録に関する情報の開示は、7条に該当しないとした判決「本件において、原告は、本件医療関係録を開示することに公益上特に必要があると認められる理由として、天皇家が極めて貴重な医学、生物学等の研究対象であって、大正天皇の病名解明が医学研究に有力な資料を提供し、人類の進歩に貢献するから、本件医療関係録を公にする公益性があると主張しているところ、このような事情をもって、本件医療関係録を開示することに公益上特に必要があると認めることはできないし、他に本件医療関係録を開示することに公益上特に必要があることを認めるに足りる主張、立証はない。

したがって、被告が本件医療関係録を不開示としたことが裁量権の逸脱又は濫用に該当するとはいえないから、情報公開法7条に基づき本件医療関係録を開示しなかったことが違法であるということとはできない。」

〔東京地判平成15年5月29日「大正天皇の病状について大正14年の期間について記録されているもの(医療関係録大正14年)病状として異常な挙動及び血液に関する記録」等の不開示決定に関する件」]

## 2 公益裁量開示の実績

### (1) 公益裁量開示の適用実績

公益裁量開示の適用実績は、平成14年度から16年度までに、行政機関で21件、独立行政法人等で10件、計31件である。

表 公益裁量開示の適用件数と機関等名称

(単位：件)

	行政機関		独立行政法人等	
平成13年度	新潟大学(1) 農林水産省(14) 林野庁(1)	16		
14年度	外務省(1) 農林水産省(3)	4	日本銀行(3) 預金保険機構(6)	9
15年度	厚生労働省(1)	1	宇宙航空開発機構 (1)	1
計		21		10

### (2) 公益的に開示された情報

公益的に開示された情報とその理由は、表のとおり。

表 公益裁量開示の具体例

行政機関等	開示された情報	公益的に開示した理由
新潟大学	医学部病理学教室の( )教授の無届け兼業に対して学内で実施した調査報告文書」における当該教授の無届け兼業に至る経緯、報酬額、懲戒に関する部分の記載等	当時、新聞紙上で無届け兼業に関する記事が掲載されており、社会から新潟大学に対する信頼を損ねる可能性があったため、社会的に説明する責任があると判断され、法第7条を適用したもの。
農林水産省	BSE 感染源調査に基づく特定企業の飼料検査調査報告書に記載された企業名等法人情報  牛肉在庫緊急保管対策事業における事業実施主体の買い上げ先の業者名等法人に関する情報	BSE の感染源及び感染源経路の調査結果については、BSE 感染牛発生による畜産業界の低迷及び国民の不安感を解消する観点から明らかにしていく必要があると判断。 市場隔離牛肉を買い上げた買い上げ先の事業者名等については、牛肉在庫緊急保管対策事業に対する国民の不信感を解消し、本事業の所期の目的である消費者不安の払拭と流通の円滑化を達成する観点から明らかにしていく必要があると判断。
林野庁	行政改革推進事務局に提出され、同事務局が保有する特殊法人からのヒアリング資料役員の氏名、経歴、報酬等個人に関する情報	特殊法人等改革は現内閣の重要課題の1つであり国民の関心も極めて高いことなどから、国民が納める税金の使途の一環として、特殊法人の経営内容について適切な情報を開示する必要があると判断。
外務省	平成12年2月8日付外務大臣発在外公館長宛の「ローカル・ランク」の公電における請求者の氏名(請求者は当時当該在外公館の職員で、かつ職務が6級未満であり、同省の開示審査基準では氏名は不開示となる。)	経歴詐称との非難を受けていた請求者(自治体首長)が、当該在外公館において一等書記官の名称使用を認められていたことを証明するために請求したもので、同人の氏名が開示されなければ、開示請求者の首長としての地位が危うくなり、同自治体議会の運営に支障を来すおそれがあると判断。
厚生労働省	特定企業が平成14年度に届け出た労働安全衛生法第88条第4項及び労働安全衛生規則第90条第5号の3に基づく計画届(労働安全衛生法第88条第4項及び労働安全衛生規則第90条第5号の3(ダイオキシン類対策措置法に係る廃棄物焼却炉等の解体等)に基づく計画届の有無及び内容) 本件文書には <u>工事の施工者名や特定企業における独自の工事技術や作業手順等の技術的事項に係る数値等</u> が記載されていたものである。	当該工事が行われる場所の周辺住民にとっては、周辺工事の実施に伴い汚染された空気・廃止等が工事現場の外部に拡散するおそれがあることから、環境汚染や健康障害等に関する不安は深刻な問題であり、また、当該地域で生産される農産物等へのいわゆる「風評被害」も懸念されるところである。 そして、このような周辺住民の不利益に鑑み、工事の計画の届出書類を開示して工法や作業手順等を開示することにより、汚染物質の拡散防止等周辺環境への配慮が適切に行われていることを明らかにすることは公益に資するものと考えられる。
日本銀行	退職者の再就職に係る文書 一部職員(本店課長職担当以上等)に係る <u>公にすることが予定されていない個人情報</u>	不開示情報に該当する情報であるが、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるため
預金保険機構	退職者や出向者の再就職先に関する文書中の個人情報	同上
宇宙航空開発機構	技術文書のリスト(本資料は、技術文書件名、作成時期及び作成者名等が約1000ページに亘って記載)に記載された課長代理級以下の氏名(課長代理級以下の氏名については、法令の規定によっても慣行としても公にされておらず、かつ公にすることが予定されていない個人情報)	対象文書に記載された作成者数の数が著しく大量であり、作成当時の職位を調査・特定する作業には多大な時間を伴うことから、開示決定に著しい遅れを生じるおそれがあること、及び機構の事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから、法7条に基づき裁量的開示とした。